

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 8 月 26 日農用地利用集積等促進計画（賃借権の設定等）を認可した。

令和 8 年 8 月 28 日

愛知県知事 大 村 秀 章

農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける 土地の所在する市町	賃借権の設定等 を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
岡崎市（権利設定）	10 者	上衣文町字衣文 91 番ほか 13 筆
碧南市（権利設定）	19 者	山下町 39 番 1 ほか 59 筆
刈谷市（権利設定）	3 者	東境町丸山 8 番ほか 26 筆
西尾市（権利設定）	23 者	吉良町荻原秋箱 26 番ほか 119 筆
知立市（権利設定）	1 者	八橋町赤羽 123 番 1 ほか 1 筆
額田郡幸田町（権利設定）	15 者	六栗字細田 8 番ほか 37 筆